

(別紙)

○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後				改正前				
<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第23条においては、有害な物質を含む飼料等の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、有害な物質を含む飼料等の製造、輸入、販売又は使用の禁止が定められています。</p> <p>同条第1号に掲げる有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料に該当するかどうかを判断するため、<u>下記の有害物質とその対象となる飼料については基準を定めていますので、貴会傘下の会員(組合員)に対する工程管理の周知徹底につき御協力をお願いします。</u></p> <p>別紙2</p> <p>管理基準</p> <p style="text-align: right;">単位: mg/kg</p>				<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第23条においては、有害な物質を含む飼料等の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、有害な物質を含む飼料等の製造、輸入、販売又は使用の禁止が定められています。</p> <p>同条第1号に掲げる有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料に該当するかどうかを判断するための<u>基準について、下記のとおり定めていますので、貴会傘下の会員(組合員)に対する工程管理の周知徹底につき御協力をお願いします。</u></p> <p>別紙2</p> <p>管理基準</p> <p style="text-align: right;">単位: mg/kg</p>				
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	
農薬	(略)	(略)	(略)	農薬	(略)	(略)	(略)	
	エトフェンプロックス	(略)	(略)		エトフェンプロックス	(略)	(略)	(略)
		稲発酵粗飼料	(略)			(新設)	稲発酵粗飼料	(略)
		粳米	5				(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

	チアメトキサム	稲わら	<u>20</u>
	(略)	(略)	(略)
	テブフェノジド	(略)	(略)
	<u>テブフロキン</u>	稲わら	<u>20</u>
		粳米	<u>2</u>
	(略)	(略)	(略)
	フェリムゾン	稲わら	(略)
		<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.2</u>
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

	チアメトキサム	稲わら	<u>0.2</u>
	(略)	(略)	(略)
	テブフェノジド	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)
	フェリムゾン	稲わら	(略)
		(新設)	(新設)
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)